（居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地等に関する情報の利用等）

第百九条の十三　市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度で、その保有する居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた、又は講じられるものに限る。次項において同じ。）及び当該土地に存する建物に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地及び当該土地に存する建物に関する情報の提供を求めることができる。

第百九条の三を第百九条の五とする。

第百九条の二第一項中「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改め、同条第三項中「第百九条の二第二項各号」を「第百九条の四第二項各号」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に、「第百九条の二第二項第一号」を「第百九条の四第二項第一号」に、「第百九条の二第一項」を「第百九条の四第一項」に改め、同条を第百九条の四とする。

第六章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　都市計画法の特例

第百九条の二　第八十一条第九項に規定する事項には、同項に規定する事業の実施に係る都市計画法第五十九条第一項の認可に関する事項を記載することができる。

２　市町村長は、立地適正化計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、都道府県知事の同意を得なければならない。

一　都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項　当該公共の用に供する施設を管理する者

二　都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項　当該土地改良事業計画による事業を行う者

第百九条の三　前条第一項に規定する事項が記載された立地適正化計画が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る同条第九項に規定する事業を実施する市町村に対する都市計画法第五十九条第一項の認可があったものとみなす。

「第六節　跡地等管理協定等」を「第六節　跡地等管理等協定等」に改める。

第百十条の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条第一項中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十六項」に、「跡地等管理区域」を「跡地等管理等区域」に、「跡地等管理指針」を「跡地等管理等指針」に、「適正な管理」を「管理等」に改め、同条第二項中「跡地等管理区域」を「跡地等管理等区域」に、「跡地等管理指針」を「跡地等管理等指針」に改める。

第百十一条の見出しを「（跡地等管理等協定の締結等）」に改め、同条第一項中「跡地等管理区域」を「跡地等管理等区域」に、「管理する」を「管理し、又は跡地（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）における緑地等の整備等をする」に、「「跡地等管理協定」を「「跡地等管理等協定」に、「跡地等の管理を」を「跡地等に係る跡地等の管理等を」に改め、同項第一号中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改め、同項第二号及び第三号中「協定跡地等の管理」を「協定跡地等に係る跡地等の管理等」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第二項中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改め、同条第三項中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改め、同項第一号中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十六項」に改め、同条第四項中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改める。

第百十二条の見出し及び同条第二号並びに第百十三条（見出しを含む。）中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改める。

第百十四条中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に改め、「都市再生特別措置法」の下に「（平成十四年法律第二十二号）」を加える。

第百十五条第一項第一号及び第百十六条第一項中「跡地等管理協定に基づく跡地等の管理」を「跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等」に改める。

第百十七条第一項中「、市町村ごとに」を削り、同条第二項を次のように改める。

２　前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間都市機構

二　当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）

三　関係する公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号に規定する公共交通事業者等をいう。）又は関係する道路管理者、公園管理者その他の公共施設の管理者若しくは関係する公安委員会

四　その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理又は立地適正化計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

第百十九条第一号ホ中「跡地等管理区域」を「跡地等管理等区域」に、「管理に」を「管理等に」に改め、同条中第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号中「跡地等管理協定」を「跡地等管理等協定」に、「管理を」を「管理等を」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く。）。

イ　滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理

ロ　滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動

十一　第六十二条の八第一項の規定による道路若しくは都市公園の占用又は道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。

第百十九条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置等を行うこと。

第百二十二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　推進法人による第百十九条第三号に掲げる業務（都市再生整備計画に記載された滞在快適性等向上区域内における都市開発事業に係るものに限る。）の実施に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

第百二十二条第二項中「第十一条第一項及び」を「第十一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百二十二条第一項各号」と、民間都市開発法」に改め、「第百二十二条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第三項中「第一項第一号」